



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 23 日 (火)
第 7 8 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関 の名称等の一部改正 (54) (指導管理室) 2
	建築基準法による道路の位置の指定 (55) (中部総合事務所生活環境局) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (56) (福祉保健課) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (57) (米子保健所) 3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (58) (〃) 3
	都市計画の変更 (59) (景観まちづくり課) 4
	家畜伝染病予防法による報告の要求の一部改正 (60) (畜産課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (61~63) (森林保全課) 5
	県道の区域の決定 (64) (道路企画課) 8
	県道の供用の開始 (65) (〃) 8
	一般国道の区域の変更 (66) (〃) 8
	県道の区域の変更 (67) (〃) 9
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (68) (治山砂防課) 9
◇ 教委告示	技能教育のための施設及び連携科目等の指定 (2) (高等学校課) 10
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (管理課) 10
	土地収用法による審理の開始 (〃) 13
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 13
	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 14
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (病院局総務課) 15
	落札者の決定 (〃) 20

告 示

鳥取県告示第 54 号

平成 14 年鳥取県告示第 206 号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																		
<p>3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取中央農業協同組合</td> <td style="text-align: center;">鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 店 舗	略		鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所	略		<p>3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取中央農業協同組合</td> <td style="text-align: center;">鳥取県内に所在する本 所及び支所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伯町農業協同組合</td> <td style="text-align: center;">鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 店 舗	略		鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所及び支所	東伯町農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所	略	
名 称	取 扱 店 舗																		
略																			
鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所																		
略																			
名 称	取 扱 店 舗																		
略																			
鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所及び支所																		
東伯町農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所																		
略																			

鳥取県告示第 55 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成19年1月23日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡北栄町由良宿551-1 有限会社吉村地所 代表取締役 吉村武司	東伯郡北栄町由良宿755-3	幅員 5メートル 延長 34.52メートル

鳥取県告示第 56 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍 200-1	いきいき訪問看護ステーション	米子市安倍 200-1	訪問看護	平成 18 年 11 月 11 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町 532-1	デイサービスセンター和	倉吉市幸町 532-1	介護予防通所介護	平成 18 年 10 月 28 日

鳥取県告示第 57 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
きらら薬局	米子市西福原九丁目 11-15	平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県告示第 58 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
後藤内科医院	米子市両三柳 4518-3	平成 19 年 1 月 5 日
池田薬局	米子市博労町二丁目 132-1	平成 19 年 1 月 12 日
藤井薬局	米子市淀江町淀江 822	〃

鳥取県告示第 59 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成19年1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路1・5・1号福光和田線

倉吉都市計画道路3・4・10号倉吉由良線

倉吉都市計画道路3・5・4号倉吉森線

倉吉都市計画道路3・5・20号和田線

2 都市計画を定める土地の区域**(1) 倉吉都市計画道路1・5・1号福光和田線**

追加する部分

倉吉市福光字上折口及び字下河原、秋喜字観音堂、字鯰及び字杉ノ元、国府字市道、字道場、字河新田、字向前田、字中ノ郡家及び字鴨川、西福守町字和田々、福守町字穴エゴ、字西荒木及び字乾、不入岡字鴨川、字落ノ上、字堂面、字海田、字鋤先、字東前、字新名原、字芽林及び字大平並びに和田字野畑、字和田境、字西屋敷、字唐人田、字老町田及び字沼

(2) 倉吉都市計画道路3・4・10号倉吉由良線

変更する部分

倉吉市新町三丁目、福吉町、金森町、福吉町二丁目、鴨川町、福守町字下屋敷及び字下高見堂並びに和田字中島

削除する部分

倉吉市和田字上畑田及び字野畑並びに不入岡字垣ノ内、字三反田、字東前、字新名原、字東畑、字弥次兵衛、字沢ベリ及び字大平

(3) 倉吉都市計画道路3・5・4号倉吉森線

変更する部分

倉吉市河原町字西淀江、福吉町二丁目、西倉吉町字下河原、字中河原、字朝日、字稲荷、字西倉吉、字屋敷及び字中ノ城、秋喜字清水、字清水元、字鯰掘り、字山際、字東九反長、字下山根、字四反長、字長田、字島田前及び字西坂根並びに福光字古屋敷、字上折口及び字下折口

(4) 倉吉都市計画道路3・5・20号和田線

追加する部分

倉吉市和田字中島、字上畑田、字下畑田、字菱田、字西ノ馬場、字門前、字西門、字道和寺、字中峰、字寺沢、字清水尻、字老町田及び字沼

鳥取県告示第 60 号

平成18年鳥取県告示第355号（家畜伝染病予防法による報告の要求について）の一部を次のように改正し、平成19年1月23日から施行する。

平成19年1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 及び 2 略 3 報告すべき事項 農場において飼養する鶏等に係る <u>月曜日</u> から翌週の日曜日までの期間（以下「対象期間」という。）ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無 4 報告書の提出期限 報告すべき事項の <u>対象期間の末日</u> の属する週の水曜日の正午（ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。） 5 略	1 及び 2 略 3 報告すべき事項 農場において飼養する鶏等に係る <u>月</u> ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無 4 報告書の提出期限 報告すべき事項の <u>対象月の翌月10日</u> の正午（ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。） 5 略

鳥取県告示第 61 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷144の1、144の3、155の1、155の2、字鑛谷164の1から164の4まで、字茗苺谷164の5、168から170まで、字大坪谷170の1、170の8、字大煉利170の3から170の5まで、170の7、170の9、字栃木鳴ル170の2、170の6、170の10、字ノフサミ171の1、字墓ノ谷171の2、大字牧字滝ノ谷538、539、540の1、字恩谷586の1、587の1、588の1、588の2、588の4、589の1から589の4まで、字恩鳥600の1、606の1、大字湯谷字湯谷溪573の1、573の2、574、575の1、575の2、576、大字本泉字奥呂581、字本谷831の5、大字下谷字岩原704の3、字柿柏705、705の1、大字笏賀字池ノ谷444、445、445の1、446、447の1、447の2、448、449、字岩井手450の2、字花倉谷451から462まで、463の1、463の2、464、465の1、466、467、469、字鳥越へ470、472、472の1、473、474、475の1から475の3まで、字時信谷574から576まで、大字小河内字坂根355、字大岩381の1、382の1から382の5まで、382の7から382の10まで、字恩地谷奥383の1から383の3まで、字丸山向436の1から436の4まで、437、字奥跳井ヶ谷446の1から446の5まで、字登峰447の1から447の10まで、字合鉢448の1、448の2、448の11から448の18まで、449の1、449の15から449の26まで、450、451の1、452、大字柿谷字檜谷平74の1から74の4まで、75の1から75の4まで、78の1から78の4まで、79、80、83、84の1、84の2、85、字芦屋87の1、87の3、87の5から87の7まで、91の1、91の4から91の6まで、字上シドラ90の2、字戒谷249の1、249の4から249の9まで、251の1、251の2、251の4、251の5、251の11、251の13、252、254の4から254の8まで、254の10から254の13まで、256から259まで、260

の1から260の3まで、261の1から261の3まで、262の1、262の2、263、264の1、264の2、265、266、宇池ノ谷平325、327の1、328、329の7から329の10まで、329の16から329の18まで、332の2、335の1、335の2、335の5、335の6、335の13、335の16から335の18まで、336、338、宇古道444の1、444の12、444の13、445、446、447の5、447の6、447の8、447の11、447の12、450の9、452の5、453、455の2、456の1から456の10まで、宇狼谷595の1、595の2、596の1、596の2、601、602の1、602の3、宇粕渡1484の1から1484の4まで、1484の6、1484の7、宇坊主1485の1から1485の3まで、1485の5、1485の6、1487の1から1487の4まで、1488の47から1488の50まで、1489の2、1490の1、1490の5、大字福吉字東吉田小屋15の1、15の5、宇吉田小屋16の1、16の6から16の9まで、16の14、16の15、16の21、16の22、宇河原休19、24、25の1、25の2、25の4、25の5、宇西吉田小屋20から22まで、宇下モ畑75、89の1、宇小坂本81の1から81の4まで、81の11、81の14から81の16まで、82、83の1、83の11、87、宇下畑89の1、89の2、90、宇大坂本119の1、119の2、120の1、120の2、122、123の2、宇向山147から149まで、151の1から151の4まで、153の1、宇鉦子谷151の9から151の11まで、152、宇中原188の1、188の3、189、190の1、190の4、190の6、190の9、宇中原東191、193の1、194の1、194の2、196、宇大水口西291、292の1から292の3まで、293、295、300の2、302の1から302の3まで、305の1から305の4まで、305の8から305の10まで、306、307、宇足立本谷308から310まで、318の1から318の6まで、322の1から322の9まで、323の1から323の4まで、324の1、宇本谷345の1、345の3から345の8まで、348、349の1から349の7まで、440の1、宇大屋居谷355の1、356の1、356の2、360の1、361の1から361の3まで、宇別当383、436、437の1、437の2、444の1、444の3、444の5、444の9、445の1から445の3まで、宇布谷379、380、384、386の1、386の2、387、392の1、宇布谷原388、宇釜屋敷奥441の1、442の1、442の3、443の1から443の3まで、宇草欄尾446の1、446の2、447から450まで、宇瀨助谷452の1から452の3まで、453の1、453の2、459の1、459の2、460の1、460の2、461、462の1から462の5まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 62 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字中小屋313の1から313の3まで、313の5、313の6、宇深知川向477の10から477の16まで、477の25、宇能谷761、宇能谷奥762から766まで、767の1、768から790まで、791の1から791の18まで、793の1、794、814から823まで、826の1から826の19まで、826の21、826の23、826の25、826の27から826

の111まで、字塚ノ本脇831の1、831の2、831の6、831の10、字狼谷奥899、900の1、900の2、901から903まで、904の2から904の31まで、905から909まで、字釜穴空955から957まで、958の1、958の2、字八人谷959の1、959の2、959の4から959の32まで、字人形山1009の1、1009の3から1009の6まで、1009の9から1009の13まで、1009の16から1009の18まで、字大淵上1010の1、1010の2、1010の9から1010の22まで、1010の24から1010の41まで、字栗祖1019の1から1019の11まで、1019の13から1019の16まで、1019の18、1019の20、1020の1、1021の1、1021の2、1022、1024の1、1024の2、1025から1032まで、1034、1035の1、字内礼谷1232、1233の1、1234、1235の1、1236の1、1237の1、1238、1239の1、1239の3から1239の5まで、1239の8、1239の10から1239の13まで、1239の15、1239の18から1239の37まで、1240の1・1240の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第63号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町久住字鎌倉山1070の11、中菅字中山579の83、579の84、字堀尾日向平1206、字堀尾ランシ1246、福長字久谷山463、字六郎谷上581の1、581の3、字栗谷756、字桑ヶ谷766から769まで、字小谷本谷770、771、字後山山神谷944の1から944の3まで、945から950まで、字後山本谷951、字箱柳ヶ谷952の1から952の6まで、字後山滑谷953、字後山井ノ原越954、955、字後山原ヶ谷959、960、字後山境ヶ谷961の1、961の3から961の23まで、字井原山東平ラ1088の1、1088の2、字論田1169の1、1169の2、字柴ノ木山1357の1、1357の3、1357の4、1357の7、字堰ノ上へ1073

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 64 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 23 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
仙隠岡田線	倉吉市北野字下河原37-3地先から同市生田字石曾根447-1地先まで	16.0 ~ 29.3	227.0
河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り776-9から同字780地先まで	17.0 ~ 21.4	62.0

鳥取県告示第 65 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 23 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り776-9から同字780地先まで	平成19年1月23日

鳥取県告示第 66 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年1月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	倉吉市生田字代満田419-3地先から同市生田字一町田471-1地先まで	変更前	9.0 ~21.5	220.0
		変更後	9.0 ~35.5	220.0

鳥取県告示第 67 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年1月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉環状線	倉吉市生田字石曾根463-3地先から同字463-1地先まで	変更前	15.5~16.0	83.0
		変更後	15.5~16.0	79.0

鳥取県告示第 68 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

市場地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡日南町下石見字落新田 2124	1号
日野郡日南町下石見字庄谷山 2080-1	2号
日野郡日南町下石見字庄谷山 2080-1	3号
日野郡日南町下石見字寺畑ヶ 110	4号
日野郡日南町下石見字寺畑ヶ 105-4	5号

日野郡日南町下石見字半田 94-6

6 号

日野郡日南町下石見字上市場 53

7 号

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 2 号

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 45 条の 2 第 1 項及び学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、技能教育のための施設及び連携科目等を次のとおり指定したので、同令第 33 条の 3 の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

中央高等学園

倉吉市東巖城町 162-2

2 連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
情報処理	情報処理

3 指定年月日

平成 19 年 1 月 22 日

公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成 19 年 1 月 16 日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の登 記記録上 のもの	実測					
鳥取市 河原町 佐貫字 上台	98	畑	畑	261	330.82	195.55	別記のと おり	別記のと おり	なし	なし

別記

持ち分 15 分の 8

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

持ち分 15 分の 1

不明。

ただし、

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

又は次の 4 名の共有

右近 ひさの 鳥取県鳥取市河原町今在家 842 (持ち分不明)

榎本 孝子 鳥取県鳥取市古海 64 (持ち分不明)

福政 都 鳥取県鳥取市金沢 21 (持ち分不明)

右近 一 鳥取県鳥取市河原町佐貫 161 (持ち分不明)

持ち分 15 分の 1

不明。

ただし、

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

又は次の 6 名の共有

尾崎 喜美子 鳥取県鳥取市湖山町南一丁目 815 (持ち分不明)

國本 榮 鳥取県鳥取市河原町佐貫 165 (持ち分不明)

石田 和子 鳥取県鳥取市青谷町青谷 1983 (持ち分不明)

國本 保 鳥取県鳥取市河原町佐貫 723-2 (持ち分不明)

國本 益美 北海道札幌市東区東苗穂 7 条一丁目 4-16 (持ち分不明)

國本 幸夫 東京都豊島区雑司が谷二丁目 3-1-311 号 (持ち分不明)

持ち分 15 分の 1

不明。

ただし、

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

又は次の 3 名の共有

國本 美佐保	鳥取県鳥取市河原町佐貫 166	(持ち分不明)
國本 厚	鳥取県鳥取市河原町佐貫 166	(持ち分不明)
但見 誠治	鳥取県鳥取市浜坂三丁目 9-20	(持ち分不明)

持ち分 15 分の 1

不明。

ただし、

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

又は次の 4 名の共有

田中 聖儀	鳥取県鳥取市河原町佐貫 716-2	(持ち分不明)
安東 充宜	岡山県美作市栗井中 1692	(持ち分不明)
谷重 儀男	鳥取県鳥取市河原町佐貫 1060	(持ち分不明)
遠藤 豊子	兵庫県神戸市垂水区学が丘三丁目 3-7-203 号	(持ち分不明)

持ち分 15 分の 1

不明。

ただし、

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

又は次の 16 名の共有

福永 美代子	鳥取県鳥取市下段 538	(持ち分不明)
小谷 業子	鳥取県鳥取市河原町山上 133	(持ち分不明)
田中 直貴	鳥取県鳥取市河原町佐貫 724	(持ち分不明)
木村 次夫	鳥取県鳥取市佐治町加瀬木 1258-1	(持ち分不明)
市村 富美子	兵庫県神戸市須磨区白川台七丁目 9-8	(持ち分不明)
深田 儀幸	鳥取県鳥取市佐治町刈地 269-1	(持ち分不明)
山口 喜己子	兵庫県神戸市須磨区菅の台一丁目 1-148	(持ち分不明)
山本 みどり	鳥取県鳥取市福部町湯山 730	(持ち分不明)
田中 博	鳥取県鳥取市河原町佐貫 726	(持ち分不明)
服部 美佐子	大阪府堺市西区鳳東町三丁目 306	(持ち分不明)
山本 明	鳥取県鳥取市片原三丁目 116	(持ち分不明)
片岡 秀夫	兵庫県明石市二見町東二見 1222-9	(持ち分不明)
片岡 保夫	兵庫県神戸市長田区長楽町五丁目 3-3	(持ち分不明)
奥田 清子	鳥取県鳥取市佐治町津無 593	(持ち分不明)
黒田 壽美子	鳥取県鳥取市河原町佐貫 1196	(持ち分不明)
田中 厚義	大阪府高槻市古曽部町二丁目 14-10-101 号	(持ち分不明)

持ち分 15 分の 1

不明。

ただし、

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

又は

佐々木 一彦 神奈川県川崎市多摩区菅馬場三丁目 1-4

持ち分 15 分の 1

不明。

ただし、

猪口 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 169

又は次の 6 名の共有

國本 ちせの 鳥取県鳥取市河原町佐貫 287-3 (持ち分不明)

國本 照子 鳥取県鳥取市河原町佐貫 287-3 (持ち分不明)

國本 政彦 鳥取県鳥取市河原町佐貫 287-3 (持ち分不明)

山本 英樹 鳥取県鳥取市国府町分上一丁目 130 (持ち分不明)

掛樋 君子 鳥取県鳥取市長谷 191-2 (持ち分不明)

目暮 好子 兵庫県神戸市東灘区深江南町二丁目 13-36 (持ち分不明)

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成 19 年 1 月 31 日（水）午前 10 時 30 分

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 7 階 第 23 会議室

3 件名

一般国道 9 号改築工事（東伯・中山道路・鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山地区内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地区内まで）

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
岸田興産有限会社 代表取締役 岸田 則子	鳥取市青谷町 露谷 10-4	鳥取市気高町会 下字順礼ヶ谷 311-1 外 11 筆 (9,951.87 平方メートル)	風化花崗岩（真砂土） (64,941.60 立方メートル)	平成 18 年 12 月 19 日 から平成 21 年 12 月 18 日まで	平成 18 年 12 月 19 日

巴産業有限会 社 代表取締役 今田 治継	日野郡日南町 霞1300	日野郡日南町印 賀220-11、220 -122 (32,488平方メ ートル)	花崗岩 (74,371.4立 方メートル)	平成18年12月19日 から平成23年12月 18日まで	平成18年12月 19日
株式会社西日 本鉱業 代表取締役 西村 信義	鳥取市気高町 新町三丁目26	鳥取市有富字外 輪谷口463外133 筆 (469,371.5平 方メートル)	安山岩 (290,594.4立 方メートル)	平成18年12月27日 から平成19年12月 26日まで	平成18年12月 26日

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務のうち、空港保安警備業務及び施設警備業務（以下「1 号警備業務」という。）

2 実施期日

- (1) 平成 19 年 2 月 23 日（金）から同年 3 月 6 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 3 月 5 日（月）については午前 9 時から午後 3 時 50 分まで、同月 6 日（火）は午前 9 時から正午までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

30 名

5 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

6 受講対象者

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則

- 第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。) に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- 7 受講申込書の受付期間
平成 19 年 1 月 29 日 (月) から同年 2 月 2 日 (金) までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。
- 8 受講申込書の提出先
鳥取県内の各警察署 (郵便等による受講申込書の提出は、認めない。)
- 9 受講申込書の提出部数等
受講申込書は 1 通とし、写真 (受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの) をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 6 (1) に該当する者にあつては、1 号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書
- (2) 6 (2) に該当する者にあつては、1 級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6 (3) に該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6 (4) に該当する者にあつては、旧 1 級検定に係る合格証の写し
- (5) 6 (5) に該当する者にあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 10 受講手数料及び納付方法
受講手数料は、47,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 0857-23-0110) にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県立厚生病院警備保障及び休日・夜間等救急受付業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、役務に係るものを有している者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 13 日（火）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成 19 年 1 月 23 日（火）から同年 3 月 5 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
- (5) 平成 15 年度以降に病床数 200 以上の病院の警備及び救急患者の受付業務を 12 月以上継続し、所定の契約期間において当該業務の履行を完遂した実績を有する者であること。ただし、平成 15 年度以降に鳥取県立厚生病院が発注した本件業務を受注したことのある者にあつては、所定の契約期間において当該発注に係る業務の履行を完遂した者に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150
鳥取県立厚生病院事務局総務課管理担当
電話 0858-22-8181（内線 316）
ファクシミリ 0858-22-1350

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 1 月 23 日（火）から同年 2 月 13 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望するものは、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）

により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 5 日 (月) 午後 3 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)
鳥取県立厚生病院中会議室 (本館 3 階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び入札説明書で示す入札参加確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 2 月 20 日 (火) 午後 5 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程 (平成 7 年鳥取県病院局管理規第 12 号。以下「財務規程」という。) 第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号) 第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Security guards for Tottori Prefectural

KouseiHospital and Receptionists for emergency care in Tottori Prefectural Kousei Hospital in the nights on holidays and so on, 1Set

- (2) Delivery period : From 1 April, 2007 through 31 March, 2012
- (3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 20 February, 2007
- (5) Date and time for the submission of tenders : 3 : 00 PM 5 March, 2007
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 noon 5 March, 2007
- (6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan TEL:0858-22-8181 ex. 316

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立厚生病院清掃業務 一式

食器洗浄業務 一式

受水槽・高架水槽清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務のその他に係るものを有している者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 9 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 1 月 23 日（火）から同年 3 月 5 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受

けていない者であること。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号及び第 5 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 156 号)による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 6 号に掲げる事業の登録を受けている者を含む。)であること。
- (5) 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 9 条の 15 に規定する基準に適合している者であること。
- (6) 平成 14 年度以降に鳥取県立厚生病院が発注した清掃業務又は清掃対象の延べ面積が 6,000 平方メートル以上の清掃業務でその契約期間が 12 月以上のものを完遂した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設管理担当

電話 0858-22-8205 (直通)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 1 月 24 日(水)から同年 2 月 1 日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望するものは、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 6 日(火)午後 3 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 5 日(月)午後 5 時までとする。)

鳥取県立厚生病院中会議室(本館 3 階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証する書類及び入札説明書で示す入札参加確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 2 月 16 日(金)午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しな

なければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の (5) で定める金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則第 127 条（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Kousei Hospital and Washing of used tablewares in Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1set

(2) Delivery period : From 1 April, 2007 through 31 March, 2012

(3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 16 February, 2007

(5) Date and time for the submission of tenders : 3 : 00 PM 6 March, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 5 March, 2007

(6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan TEL:0858-22-8205

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年1月23日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 中央材料室機器 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成19年1月10日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 小西医療器株式会社鳥取営業所
鳥取市千代水四丁目53 |
| 5 落札金額 | 101,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成18年12月1日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局経営課
倉吉市東昭和町150 |